

所定疾患施設療養費の算定状況

厚生労働大臣が定める基準に基づき、前年度の当施設における所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

※所定疾患施設療養費とは、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患(肺炎・尿路感染症・带状疱疹・蜂窩織炎)における施設での医療について、一定の要件を満たした場合に算定されるものです。

令和3年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	治療件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	治療日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
尿路感染症	治療件数	2	2	0	0	2	2	0	1	2	1	3	0
	治療日数	10	14	0	0	16	15	0	7	12	1	23	0
带状疱疹	治療件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	治療日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
蜂窩織炎	治療件数	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
	治療日数	0	0	0	0	10	10	0	0	0	0	0	0
疾患別の主な治療内容(投薬、検査、注射、処置等)													
肺炎	該当なし												
尿路感染症	採血、導尿、検尿、沈査、抗生剤点滴・内服(セフォセフ、フロモックス、レボフロキサシン、オフロキサシン等)												
带状疱疹	該当なし												
蜂窩織炎	抗生剤点滴(セフトリアキソンナトリウム)・内服(サワシリン、レボフロキサシン等)、処置												